

令和6年（2024年）9月30日

**（仮称）熊本市宿泊税条例（骨子案）に関する  
パブリックコメントについて**

熊本市では、策定中の（仮称）熊本市宿泊税条例（骨子案）について、広く市民の意見を聴取し、計画策定に反映させるため、「熊本市パブリックコメント実施要綱」に基づき下記のとおり実施しますので、お知らせします。

記

募集期間	令和6年（2024年）10月1日（火）～31日（木） （31日間）
公表方法	熊本市ホームページ掲載 税制課、区役所総務企画課、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター及び地域コミュニティセンターでの縦覧
公表する内容	（仮称）熊本市宿泊税条例（骨子案） （仮称）熊本市宿泊税条例（骨子案）概要版
意見の募集方法	電子メール、郵送、ファクス
意見に対する回答等	意見を踏まえた計画の再検討を行ったうえで、熊本市ホームページ掲載や、税制課、情報公開窓口、区役所、地域コミュニティセンター等での縦覧により、意見のまとめりごとに本市の考え方を公開します。

**【お問い合わせ先】**

税制課

TEL 328-2174

課長：倉橋 徹也

担当：折田、諏訪

閲覧用（持ち帰り不可）

# 熊本市における 宿泊税の制度概要と条例骨子案

令和6年10月

財政局税務部税制課

経済観光局観光交流部観光政策課

# 目次

1 宿泊税導入の背景と目的	.....P1
2 これまでの検討の経緯	.....P2
3 熊本市宿泊税検討委員会答申・報告の要旨	.....P3
4 答申で示された課税要件等の基本的な考え方	.....P4
(参考)導入自治体(基礎自治体)の税率	.....P6
(参考)特別徴収事務の流れ	.....P7
5 本市の宿泊税制度方針と論点	.....P8
6 熊本市宿泊税条例(仮称)の骨子案	.....P10
7 用途の概要について	.....P12
8 今後のスケジュール(案)	.....P14

# 1 宿泊税導入の背景と目的

## 背景

- 全国的に人口減少が進み、地域経済活動の縮小が懸念される中、裾野が広く波及効果の高い観光産業は地域経済の柱の一つであり、観光振興に関する施策の重要性が高まっている。
- コロナ禍を経て旅行需要が急速に回復する中、旅行者のニーズの多様化など、観光を取り巻く状況の変化に的確に対応し、観光振興への取組を強化していく必要があることから、本市では、その指針として令和6年3月に策定した「熊本市観光マーケティング戦略」に基づき、今後積極的に観光振興施策を展開していく。
- 一方で、こうした取組を積極的かつ継続的に実施するためには、安定的な財源の確保が必要であることから、宿泊税を含めた様々な財源確保の手段について検討を行うため、令和5年10月、外部の有識者からなる宿泊税検討委員会を設置。多様な視点から客観的な検討を行った結果、令和6年3月、「熊本市の持続的な発展に向けて観光振興の取組を継続、強化していくための財源として、宿泊税の導入は適当である」との答申を受けた。

## 目的

- 宿泊税は、熊本市が条例で制定し、観光振興の推進という特定の目的のために課す、法定外目的税として導入する。
- 本市では、「熊本市観光マーケティング戦略」の推進を柱に、旅行者に熊本市を目的地として選んでいただき、滞在し、満足していただくための事業の拡充に活用する。

## 熊本市宿泊税検討委員会の開催経過

開催日時			議 題
第1回	令和5年（2023年）	10月31日	①観光振興の重要性・財源確保の必要性について ②観光振興のための財源の検討について ③アンケート調査について
第2回	令和6年（2024年）	1月18日	①宿泊事業者及び旅行者へのアンケート調査結果について ②事例等を踏まえた宿泊税の用途について ③事例等を踏まえた宿泊税の制度について
第3回	令和6年（2024年）	2月 7日	①事例等を踏まえた宿泊税の検討について
第4回	令和6年（2024年）	3月 7日	①熊本市宿泊税検討委員会における議論の総括について ②熊本市における宿泊税の導入について
第5回	令和6年（2024年）	3月27日	①熊本市における宿泊税の導入について（答申）

- 答申後、答申に基づく制度設計の基本的な考え方やスケジュールを整理し、令和8年のできるだけ早い時期に導入を目指すこととして、6月に開催された熊本市議会に報告。
- 6月下旬から8月にかけて、答申で示された課税要件等の考え方を基本として、本市での宿泊税のあり方について宿泊事業者との意見交換、勉強会などを実施。そこで出されたご意見を踏まえ、本市の制度方針となる骨子案を作成した。

# 3 熊本市宿泊税検討委員会答申・報告の要旨

## 1 新たな観光振興のための財源確保としての宿泊税の導入について

⇒「熊本市の持続的な発展に向けて観光振興の取組を継続、強化していくための財源として、宿泊税の導入は適当である」

## 2 制度についてのご意見

### (1)制度設計について

⇒宿泊事業者の特別徴収事務にかかる負担の軽減や、旅行者の分かりやすさを重視して、できるだけ簡素な仕組みとすることが望ましい。併せて、事業者の事務負担に対する適切な支援策を検討すること。

### (2)導入の時期について

⇒宿泊事業者のシステム整備等の準備期間や旅行者への周知に必要な期間を確保した上で導入すること。また、宿泊事業者にとって比較的負担の少ない導入時期を検討すること。

## 3 用途についてのご意見

⇒熊本市への来訪や滞在の促進と、来訪者の満足度向上を図る観点に留意し、熊本市マーケティング戦略における具体的取組の中から、優先順位をつけて充当することが望ましい。また、用途を明確化し、新規事業及び既存事業の拡充を中心に充当することが望ましい。

## 4 その他

⇒◎検討委員会で議論した様々な課題について、引き続き整理し、十分に検討しながら、拙速な導入とならないように対応していくことが必要。

◎特に、特別徴収義務者となる宿泊事業者及び納税者となる旅行者の理解を得ることが重要であり、宿泊事業者等への宿泊税導入の目的、用途及び制度の丁寧な説明や意見聴取を実施すること。また、多言語のリーフレットや表示板等による周知広報を行うこと。

◎熊本県とは引き続き十分に連携、協議しながら、丁寧に検討を進めていくこと。

# 4 答申で示された課税要件等の基本的な考え方①

税制度の基本的事項及び先行自治体において争点となった事項について、本市の検討委員会で議論し、以下の通り基本的な考え方が示された。

項目	課税要件等の基本的な考え方	備考
課税客体 (納税義務者)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 課税客体：熊本市に所在する宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為</li><li>・ 課税標準：宿泊施設への宿泊数</li><li>・ 納税義務者：宿泊施設への宿泊者</li></ul>	
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 徴収方法：<b>特別徴収</b>（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ納入する）</li><li>・ 特別徴収義務者：宿泊事業者等</li></ul>	
申告納入期限	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 毎月末日までに、前月の初日から末日までの間の分を申告し、納入する。</li></ul> ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとの申告納付が可能	
税率 (税額)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 税率区分：<b>税率区分は設けず一律定額</b>とし、その後の検証によって必要な見直しを行う。</li><li>・ 税額：導入自治体の事例とアンケート調査の結果を参考に、財源を活用して実施する事業の規模も考慮しながら、適当な額を検討する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 徴収事務の簡素化を重視。</li><li>・ 令和5年10月～11月に実施した事業者・旅行者へのアンケート調査では、適当な額として1人1泊あたり<b>200円～300円</b>との回答が一番多かった。</li></ul>
非課税事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>免税点・課税免除は設けない。</b></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 徴収事務の簡素化を重視。</li><li>・ その後の検証によって必要な見直しを行う。</li></ul>

# 4 答申で示された課税要件等の基本的な考え方②

項目	課税要件等の基本的な考え方	備考
課税期間 (見直し期間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今の社会情勢は急速に変化していることを踏まえ、初回は早い時期(2~3年後)に制度の見直しを実施し、その後は3~5年ごとに見直す。</li> </ul>	
徴収事務負担に対する支援策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収交付金制度：納期内納入額に対し、一定の率をかけた額を交付する制度を設ける。</li> <li>・システム整備費助成制度：特別徴収を実施するにあたり、レジシステム等の改修や新たに導入する際に係る費用に対する助成制度を検討する。</li> </ul>	
入湯税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊税導入に合わせて入湯税の改正は行わない。</li> </ul>	<p>入湯税は法定の目的税であり、その用途が定められている。そのため、宿泊税の導入に合わせて減額調整を行うと、これまで入湯税による税収を財源として実施している事業に影響を及ぼすことから、改正は行わないもの。</p>
導入の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊事業者のシステム整備等の事前準備や旅行者への周知に必要な期間を確保した上で導入すること。</li> </ul>	<p>新型コロナの収束により観光需要が増加する中、都市間での競争も激しくなっている。時期を逸することなく新たな観光施策を展開する必要があり、そのためにも、事業者の準備期間や旅行者への周知期間は十分確保の上、令和8年のできるだけ早い時期の導入を目指したい。</p> <p>また、宿泊事業者にとって比較的負担の少ない時期となるよう検討する。</p>

# (参考) 導入自治体 (基礎自治体) の税率

先行自治体 (基礎自治体) における1人1泊当たりの宿泊税額は下表のとおり

課税団体	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
税率	①2万円未満：200円 ②2万円以上5万円未満：500円 ③5万円以上：1,000円	①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円	①宿泊料金の2%	①2万円未満：150円 ②2万円以上：450円 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県税として+50円を徴収</div>	①一律150円	①1万円未満：100円 ②1万円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：500円
～1万円	200円	200円	200円 ※1万円の場合	150円	150円	100円
～1.5万円	200円	200円	300円 ※1万5千円の場合	150円	150円	200円
～2万円	200円	200円	400円 ※2万円の場合	150円	150円	200円
～5万円	500円	500円	1,000円 ※5万円の場合	450円	150円	500円
5万円～	1,000円	500円	1,600円 ※8万円の場合	450円	150円	500円

# (参考) 特別徴収事務の流れ

## STEP1 特別徴収義務者登録

宿泊事業者の皆様には、事前に特別徴収義務者登録をしていただきます。

- ・申請書の様式：  
熊本市が準備する書式  
をお願いします。
- ・添付書類：  
商業登記簿謄本や旅館  
業営業許可証、宿泊約  
款、宿泊料金表など



## STEP2 宿泊税の徴収

納税者（宿泊者）から、宿泊料金と併せて宿泊税を徴収してください。



## STEP3 申告

各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、翌月の末日までに申告をお願いします。

- ・例：  
R0年1月分（1月1日～  
1月31日宿泊分）の申告  
期限は、R0年2月末日



## STEP4 納入

各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、翌月の末日までに納入をお願いします。

- ・例：  
R0年1月分（1月1日～  
1月31日宿泊分）の納期  
限は、R0年2月末日



※先行自治体の事例等を参考に作成

# 5 本市の宿泊税制度方針と論点

検討委員会からの答申内容を基本としつつ、宿泊事業者のご意見を踏まえて本市の宿泊税のあり方を検討し、制度方針を以下のとおりまとめた。本方針を反映し、条例骨子案を作成した。

項目	答申で示された考え方	熊本市の制度方針	論点
課税客体 (納税義務者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税客体：熊本市に所在する宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為</li> <li>課税標準：宿泊施設への宿泊数</li> <li>納税義務者：宿泊施設への宿泊者</li> </ul>	同左	
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>徴収方法：特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ納入する。）</li> <li>特別徴収義務者：宿泊事業者等</li> </ul>	同左	
申告納入期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月末日までに、前月の初日から末日までの間の分を申告し、納入する。</li> <li>※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとの申告納付が可能</li> </ul>	同左	
税率 (税額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率区分：<u>税率区分は設けず一律定額</u>とし、その後の検証によって必要な見直しを行う。</li> <li>税額：導入自治体の事例とアンケート調査の結果を参考に、財源を活用して実施する事業の規模も考慮しながら、適当な額を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率区分：<u>設けない（一律定額）</u></li> <li>税額：<u>1人1泊につき 200円</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税額については、観光施策の推進に必要な新たな財政需要や事業者・旅行者へのアンケート結果、また宿泊者の負担感などを総合的に勘案して決定した。</li> <li>税収の見込みは、令和5年度の宿泊者数（約353万人）を基に試算した場合、約7億円となる。</li> </ul>
非課税事項	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>免税点・課税免除は設けない。</u></li> </ul>	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>低価格帯の宿泊者やビジネス滞在者への配慮策として免税点を設けた方がよい、との意見が見られたが、その点も踏まえた議論の結果、特徴義務者となる宿泊事業者の事務負担軽減を重視し、簡素な制度とすることが望ましいとした検討委員会の答申を尊重するもの。</li> </ul>

# 5 本市の宿泊税制度方針と論点

項目	答申で示された考え方	熊本市の制度方針	論点
課税期間 (見直し期間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今の社会情勢は急速に変化していることを踏まえ、初回は早い時期(2~3年後)に制度の見直しを実施し、その後は3~5年ごとに見直す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入後2年が経過した時点で初回の見直し検討を実施、<u>その後は5年ごとに見直しを行う。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討委員会において、初回の見直しはできるだけ早い時期、できれば2年で行うのがよいとのご意見が多く見られたため、先行都市での事例はないが、初回の見直しは2年後とする。</li> <li>・その後は5年ごとの見直しとするが、社会情勢の動向により、必要に応じて、時期を待たずに事業者への意見聴取や制度の見直しに関する検討を行う。</li> </ul>
徴収事務負担に対する支援策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収交付金制度：納期内納入額に対し、一定の率をかけた額を交付する制度を設ける。</li> <li>・システム整備費助成制度：特別徴収を実施するにあたり、レジシステム等の改修や新たに導入する際に係る費用に対する助成制度を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊事業者の特別徴収にかかる労務や費用的な負担を支援するため<u>特別徴収交付金制度を設ける</u>。交付率については、引き続き検討を行う。</li> <li>・特別徴収を実施するにあたり、レジシステムの整備等、<u>イニシャルコストとして宿泊事業者が負担する費用に対する助成制度を設ける</u>。制度内容については、引き続き検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収交付金の交付率は、事業者の事務負担に関する調査を行い、その結果と税収見込み、財政需要等を総合的に勘案して決定する。</li> <li>・イニシャルコストへの支援策として、次の2つの方法が考えられる。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①特別徴収交付金率の時限的上乗せ</li> <li>②レジシステム等の整備費用に対する補助金交付</li> </ol> </li> </ul>
入湯税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊税導入に合わせて入湯税の改正は行わない。</li> </ul>	同左	
導入の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊事業者のシステム整備等の事前準備や旅行者への周知に必要な期間を確保した上で導入すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年第2回定例会において表明したとおり、令和8年のできるだけ早い時期の導入に向け、事務的な準備を進めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な導入の時期については、引き続き事業者の意見を丁寧に聴取し、宿泊業界の繁忙期を避けるなど、事業者に過度の負担とならない時期を見定めていく。</li> </ul>

# 6 熊本市宿泊税条例（仮称）の骨子案

見出し	条文概要
第1条 目的	市民に愛され、世界に選ばれる、持続的な発展を遂げるまちの実現に向けて、本市の観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法の規定に基づき、宿泊税を課する。
第2条 定義	「旅館業、住宅宿泊事業、宿泊施設、宿泊、宿泊料金」の各用語を定義
第3条 納税義務者等	本市の宿泊施設の宿泊者に対して課税する。
第4条 税率	課税免除・免税点は設けず、宿泊者1人1泊につき一律200円とする。
第5条 減免	天災その他特別の事情がある場合で、減免を必要とすると認める者に限り、減免することができる。
第6条 徴収の方法	特別徴収の方法による。
第7条 特別徴収義務者	旅館業等を営む者、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
第8条 特別徴収義務者の申告等	(1)旅館業等を営もうとする者の申告 住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号、宿泊施設の所在地及び名称、客室数その他設備の概要、営業開始予定年月日 など (2)異動の申告 (1)に異動があった場合 (3)営業休止、再開、廃止の届出
第9条 納税管理人	特別徴収義務者が市内に住所を有しない場合は、納税に関する一切の事項を処理させるために納税管理人を定め、市長に申告し、承認を受けなければならない。
第10条 納税管理人に係る不申告に関する過料	10万円以下

# 6 熊本市宿泊税条例（仮称）の骨子案

見出し	条文概要
第11条 申告納入	毎月月末までに、前月の1日から末日までの分の納入申告書を提出し、納入金を納入しなければならない。（一定の要件を満たす場合は3か月ごとの申告納入も可）
第12条 徴収不能額等の還付 又は納入義務の免除	天災等により徴収不能となった場合に、還付・納入義務の免除ができる規定
第13条 不足金額等の納入の 手続	地方税法の規定に基づく不足金額及びその延滞金、過少申告加算金及び不申告加算金、重加算金の納入の告知を受けた場合の納入期限及び納入方法
第14条 納期限後に納入する 宿泊税の延滞金	納期限後納入に対する延滞金
第15条 不足金額に係る延滞金の 減免	申告額が過少であった場合の不足金額に対する延滞金を減免できる規定
第16条 特別徴収義務者の帳簿の 記載義務等	<p>【帳簿】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載事項：宿泊年月日、宿泊者数、課税対象となる宿泊者数、宿泊税額 など</li> <li>・保存期間：納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間</li> </ul>
第17条 間接地方税及び夜間執行の 制限を受けない地方税	夜間執行の制限を受けない等の地方税法の規定を適用する法定外目的税であることの定め
第18条 賦課徴収	宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は熊本市税条例の定めるところによる。
第19条 帳簿の記載義務違反等 に関する罪	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
第20条 委任	細目的事項を規則へ委任することの定め

# 7 使途の概要について

## (1) 熊本市観光マーケティング戦略について

- 本戦略は、熊本市第8次総合計画の分野別計画として、今後の観光振興の取組を強化していくための基本的指針として本年3月に策定。
- 戦略で目指すビジョン「訪れる人が、暮らす人と共に上質なときを創るまち くまもと」の実現に向けて、以下の4つの基本方針のもと様々な取組を進めていくこととしている。

	<p><b>【基本方針1】</b> 世界に選ばれる観光都市・熊本の創造</p>  <p>熊本城をはじめとする歴史文化や世界に誇る水資源、中心市街地の賑わいなどの、熊本市ならではの観光資源の魅力向上や高付加価値化を図り、観光都市としてのプレゼンスを高めます。</p>	<p><b>【基本方針2】</b> 訪れる人にやさしい滞在環境の構築</p>  <p>質の高い観光情報の発信や目的地までの移動の円滑化、快適で安心な滞在環境の構築に取り組み、国内外の旅行者の満足度を図ります。</p>	<p><b>【基本方針3】</b> 強みをいかした戦略的な誘客促進</p>  <p>国内外の市場調査を踏まえたニーズ把握や、戦略的なプロモーション、熊本ならではのMICEの推進、ファンと一体となった情報発信などの戦略的な誘客を図ります。</p>	<p><b>【基本方針4】</b> 観光振興を通じた熊本市の活性化</p>  <p>観光産業の経営基盤強化や市民と旅行者による持続可能な観光まちづくりを推進し、観光振興を通じた本市の活性化を図ります。</p>
基本 施策	<p>(1)熊本城の魅力の最大化</p> <p>(2)世界に誇る水資源のブランディング</p> <p>(3)観光資源の魅力創出</p> <p>(4)まちの魅力の発揮</p>	<p>(1)質の高い観光情報の発信</p> <p>(2)目的地までの移動の円滑化</p> <p>(3)快適で安心・安全な滞在環境の構築</p>	<p>(1)市場調査に基づく施策の検討・検証</p> <p>(2)戦略的なプロモーション</p> <p>(3)熊本ならではのMICEの推進</p> <p>(4)熊本ファンと一体となった誘客促進</p>	<p>(1)観光産業の経営基盤強化</p> <p>(2)持続可能な観光まちづくりの推進</p>

## (2) 使途の考え方

- 宿泊税は、熊本市観光マーケティング戦略に基づく事業に優先順位を設けて充当する。
- **熊本市への来訪や滞在の促進と、旅行者の満足度向上を図る観点に留意し、観光資源の魅力づくり、旅行者に優しい滞在環境づくり、誘客プロモーションなどを中心とした新規事業や既存事業の拡充を中心**に充当する。

## (3) 宿泊税の使途として想定される事業の規模（財政需要）

基本方針	宿泊税の使途として想定される事業の規模	
	取組内容例	事業規模
1 世界に選ばれる観光都市・熊本の創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 熊本城と新町・古町地区、水前寺成趣園とジェーンズ邸・夏目漱石旧居など、各エリアにおける一体的なイベント開催や情報発信</li> <li>• 肥後細川文化、宮本武蔵、西南戦争等の歴史文化を踏まえ、親和性のあるコンテンツの関連付け、ストーリー化</li> <li>• 歴史文化施設や水前寺江津湖公園、金峰山、植木温泉等の自然、食文化等をいかした体験型観光の推進</li> </ul>	約3億円
2 訪れる人に優しい滞在環境の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 旅行者への観光情報発信 (観光案内所の充実、案内サインの内容充実や多言語化、デジタルサイネージの活用、観光スポットの深い知識をもった地域通訳案内士の育成など)</li> <li>• 目的地までの移動の円滑化 (最適な交通手段や利用方法、発着時間などの案内の充実、グリーンスローモビリティ等の二次交通の充実など)</li> <li>• 観光関連業界における、多言語への対応や知識の向上などを促す研修会の実施</li> </ul>	約7億円
3 強みをいかした戦略的な誘客促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 旅マエ、旅ナカ、旅アトでの行動ごとに適した媒体、手法による効果的な情報発信による誘客</li> </ul>	約1億円
4 観光振興を通じた熊本市の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 宿泊施設等の高付加価値化に要する費用への支援（多言語や災害への対応強化、Wi-Fi設備導入、キャッシュレス化など）</li> </ul>	約2億円

※ 上記(3)は、熊本市観光マーケティング戦略に基づく新規・拡充事業の取組内容や事業規模を例示したものであり、各年度における具体的な事業の内容や規模については当該年度の予算編成時に検討を行うもの。

# 8 今後のスケジュール（案）

令和6年10月	宿泊事業者等への制度概要説明 パブリックコメント
12月	熊本市議会（宿泊税条例素案、制度詳細の報告）
令和7年2月	熊本市議会（宿泊税条例上程）
3月	総務大臣協議開始（3か月程度）
6月	総務大臣同意（予定）
7月以降	旅行者への周知広報開始 特別徴収義務者への実務に関する詳細説明
令和8年	宿泊税条例の施行

概要版（持ち帰り可）

（仮称）熊本市宿泊税条例（骨子案）

項目	内容
名称	（仮称）熊本市宿泊税条例
目的	市民に愛され、世界に選ばれる、持続的な発展を遂げるまちの実現に向けて、本市の観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法の規定に基づき、宿泊税を課する。
納税義務者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税対象：本市の宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為</li> <li>・課税標準：宿泊施設への宿泊数</li> <li>・納税義務者：宿泊施設への宿泊者</li> </ul>
徴収の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収方法：特別徴収</li> <li>・申告期限：毎月末日までに、前月の1日から末日までの間の分を申告し、納入（一定の要件を満たす場合は、3か月ごとの申告納入が可能）</li> </ul>
特別徴収義務者	旅館業又は住宅宿泊事業を営む者、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
税率	宿泊者1人1泊につき200円
課税免除	なし
免税点	なし
過料、罰則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税管理人に係る不申告に関する過料</li> <li>・帳簿の記載義務違反等に関する罪</li> </ul>
減免	天災その他特別の事情がある場合で、減免を必要とすると認める者に限り、減免する。
制度見直し期間	条例施行後2年が経過した時点で初回の見直し検討を実施、その後は5年ごとに見直しを行う。
施行予定日	令和8年のできるだけ早い時期